

新入学児童・生徒の保護者の皆さんへ

入学通知書を送付します
 教育委員会では、4月に市立小・中学校に入学する児童・生徒の家庭へ、入学校名や入学日時などを記載した入学通知書を送ります。この通知書は、昨年12月1日現在の住民基本台帳を基に作成している

ますので、この日以降に転入した方には通知書が届かないことがあります。1月20日(火)までに届かない場合は、学務課(市役所6階)まで届けてください。
 詳しくは同課へ。

学校に入学を予定している方は、入学が決まりましたら入学通知書と入学先学校長の入学承諾書(許可書)を持参の上、学務課(市役所6階)まで届けてください。
 詳しくは同課へ。

れる児童・生徒の保護者の方を対象に、学校説明会を上表の通り開催します。忘れずにご出席ください。
 【持ち物】上履き、筆記用具
 詳しくは入学する各小・中学校へ直接お問い合わせください。

国・私立校に入学予定の方は届け出を4月に小・中学校に入学させ

詳しくは同課へ。

屋外広告物講習会

都内で屋外広告業を営む方は、東京都屋外広告物条例の規定により、営業所の名称所在地などを都知事に届け出ることが必要です。また、各営業所に屋外広告物講習会の修了者等一定の資格のある者を置く必要があります。現在、屋外広告業を営んでいる方で、営業所に講習会修了者等を置いていない方は、必ずこの講習会を受講してください。
 日時 3月2日(火) 3時～4時
 2・394・6811へ。

日(水)のいずれも午前9時半～午後4時15分
 会場 都民ホール(都議会議事堂1階南側)
 対象 都内で屋外広告業を営んでいる方または営もうとしている方
 定員 先着250名
 受講料 4900円(テキスト代別)
 申込書の配布場所 都都市計画局市街地企画課(都庁第二本庁舎3階南側)または市管理課(市役所5階)
 申し込みは1月19日(月)23日(金)のいずれも午前9時半～午後4時半、申込書に受講料を添えて、都都市計画局市街地企画課へ直接持参してください。
 詳しくは都市街地企画課03・5388・3335または市管理課070・7767へ。

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

【登録期間】4月1日～17年3月31日、欠員があった場合に採用(職種により雇用期間は異なります)
 【申し込み方法】1月13日(火)～23日(金)に履歴書(写真添付)を持参して、直接学務課(市役所6階)へ登録のため、履歴書は返却しません。
 詳しくは同課保健給食係070・7779へ。

新1年生保護者説明会日程

学校名	開催日時	会場	電話番号
第一小学校	2月13日(金)午後2時	視聴覚室	71・0014
第二小学校	2月19日(木)午後2時	視聴覚室	71・0134
第三小学校	2月13日(金)午後2時	視聴覚室	71・0104
第四小学校	1月30日(金)午後3時	視聴覚室	71・2626
第五小学校	2月2日(月)午後2時	視聴覚室	61・5843
第六小学校	2月19日(木)午後3時	視聴覚室	71・5370
第七小学校	2月16日(月)午後3時	視聴覚室	71・0114
第八小学校	2月3日(火)午後2時	視聴覚室	73・5937
第九小学校	2月3日(火)午後2時	視聴覚室	71・7548
第十小学校	2月10日(火)午後2時半	視聴覚室	73・9196
小山小学校	2月9日(月)午後2時	視聴覚室	74・1691
神宝小学校	2月13日(金)午後2時	図書室	74・4108
南町小学校	2月10日(火)午後2時	図書室	61・2662
本村小学校	2月20日(金)午後2時	視聴覚室	74・0404
下里小学校	2月3日(火)午後3時	ランチルーム	73・7117
久留米中学校	1月30日(金)午後2時	C棟多目的室	71・0030
東中学校	1月22日(木)午後2時半	体育館	71・2765
西中学校	2月24日(火)午後3時	体育館	71・4400
南中学校	1月30日(金)午後2時45分	体育館	21・9573
大門中学校	1月30日(金)午後1時半	体育館	74・1753
下里中学校	2月5日(木)午後3時	視聴覚室	73・7115
中央中学校	2月6日(金)午後2時	体育館	73・8881

開始10分前までにお集まりください。

納め過ぎの所得税の還付申告

東村山税務署で受付中

医療費を多く支払った方や住宅をローンなどで買った方、年の途中で退職し年末調整を受けなかった方など、一定の要件に当てはまる場合に、納め過ぎた所得税の還付を受けるための申告を、1月5日(月)から東村山税務署(東村山市本町1ノ20ノ22)で受け付けています(土曜・日曜日、祝日を除く)。申告に当たっては

医療費を多く支払った方や住宅をローンなどで買った方、年の途中で退職し年末調整を受けなかった方など、一定の要件に当てはまる場合に、納め過ぎた所得税の還付を受けるための申告を、1月5日(月)から東村山税務署(東村山市本町1ノ20ノ22)で受け付けています(土曜・日曜日、祝日を除く)。申告に当たっては

高齢者の方のおむつ代と障害者控除を税務署に申告する方へ

高齢者の方のおむつ代の医療費控除の申告
 高齢者の方のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合、おむつ代の領収書に添付する書類として、これまで医師が発行した

「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告に對しては、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できるようになりました。1年目は医師の証明が必要です。
 【対象となる方】次のいずれにも該当する場合に、や市・都民税の申告のときに

発行します。おむつ代の税申告するのが2年目以降の方(14年中のおむつ代の医療費控除を申告した方) 15年中に購入したおむつ代を税申告する方 15年中に介護保険の要介護認定を受けている方 主治医意見書の内容により、寝たきり状態にあることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できる方
 障害者控除の申告
 市では、所得税の確定申告や市・都民税の申告のときに

15年12月31日現在市内に在住する65歳以上の高齢者の方で次のいずれかに該当する場合には、障害者手帳などがなくても障害者控除を受けることができる認定書を発行します。
 【対象となる方】寝たきり高齢者の方 知的障害者(軽度・中度・重度)に準ずる方 身体障害者(1級・6級)に準ずる方
 詳しくは介護福祉課介護サービス係内線2555へ。

【対象】おむね50歳までの日(水)のいずれも午前9時半～午後4時15分
 会場 都民ホール(都議会議事堂1階南側)
 対象 都内で屋外広告業を営んでいる方または営もうとしている方
 定員 先着250名
 受講料 4900円(テキスト代別)
 申込書の配布場所 都都市計画局市街地企画課(都庁第二本庁舎3階南側)または市管理課(市役所5階)
 申し込みは1月19日(月)23日(金)のいずれも午前9時半～午後4時半、申込書に受講料を添えて、都都市計画局市街地企画課へ直接持参してください。
 詳しくは都市街地企画課03・5388・3335または市管理課070・7767へ。

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

国民年金

国民年金は20歳がスタート
 20歳になったらすべての人が国民年金に加入します。
 国民年金調査表(兼加入届)に記入の上、市保険年金課国民年金係(市役所1階)へ提出してください。
 就職して職場の年金(厚生年金保険や共済組合)に加入している方を除き、加入の手続きを遅れればなりません。20歳になったら早めに手続きをしましょう。

【登録期間】4月1日～17年3月31日、欠員があった場合に採用(職種により雇用期間は異なります)
 【申し込み方法】1月13日(火)～23日(金)に履歴書(写真添付)を持参して、直接学務課(市役所6階)へ登録のため、履歴書は返却しません。
 詳しくは同課保健給食係070・7779へ。

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

納税にご協力を
 2月2日(月)は、市・都民税第4期と国民健康保険税第7期の納期限です。最寄りの金融機関でお納めください。
 詳しくは納税課070・7730へ。

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

【勤務日】原則として土曜・日曜日等を除く給食実施日
 いずれの職種も夏・冬・春休みは除きます。
 【勤務時間】給食調理員補助・食器等洗浄補助「午前のみ、午後のみ一日勤務」給食配膳員「午前10時～午後3時」で、2週間勤務して1週間休み
 給食事務員「午前8時半～午後4時の間、1日5時間」で月10～11日の勤務
 【勤務場所】市内の市立小学校

新年あけましておめでとうございます。
 市長就任後、早くも3年目を迎えますが、自らの職責を忘れることなく市政改革を執行し、ふるさと東久留米の発展に努めてまいり所存でございます。
 皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。
 さて、駅東・西口ロータリーから延びる計画道路にパンジーが植えられました。お気付きの方も多いと思います。
 これは、NPO団体や市民の皆様のご協力により、美しさと潤いあふれるまちづくりの視点からの活動です。現在、市が推進する「協働のまちづくり」の先進事例と考えます。
 しかし、何よりも私がうれいのは、自分が行動することでまちが美しくなる、との思いでご参加をいただいた皆様の「こころ」です。
 今年も、良い年になるよう全力を尽くして、市政の最優先課題である財政危機からの脱却に努めてまいります。
 本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。